

カナダ安全情報共有法 —情報活動とプライバシーをめぐる問題—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 総合調査室 鈴木 滋

【目次】

はじめに

I 法案提出の背景と審議経過

- 1 法案提出の背景
- 2 連邦議会における審議経過

II 法案の概要と主な議論

- 1 法案の構成と概要
- 2 法案をめぐる主な議論

III 法成立後の動向

- 1 プライバシー委員会による調査
- 2 法律をめぐる議会の動き

おわりに

はじめに

米国同時多発テロ（2001年9月11日発生）以降も、世界各地でテロ事件は頻発しており、欧米やアジアなどの主要国では、テロ対策を目的とした立法の動きが続いている。カナダでは、2015年6月、複数のテロ対策分野にわたるパッケージ的な法律として、「2015年反テロリズム法」（Anti-Terrorism Act, 2015）⁽¹⁾が制定された。本稿では、最近行われたテロ対策立法として、カナダの事例を取り上げ、同法の一部を成す「カナダ安全情報共有法」（Security of Canada Information Sharing Act. 以下「情報共有法」）⁽²⁾を紹介する。

テロ対策で重視されるテーマとして、情報の収集と活用がある。情報共有法は、これに着目し、政府機関の間でテロ関連情報の共有を促進することを目的として制定された。しかし、同法については、情報共有の範囲を広げることで、プライバシーが侵害されるおそれや、情報共有に対する監視統制が十分でない点などが問題として指摘されている。以下、同法の成立経緯や法律の問題点をめぐる議論などを概説し、併せて、同法を訳出する。

I 法案提出の背景と審議経過

1 法案提出の背景

2015年1月30日、保守党（Conservative Party of Canada）のハーパー（Stephen Joseph Harper）政権は、2015年反テロリズム法案（法案第51号：Bill C-51）を連邦議会に提出し

* 本稿のインターネット情報は2017年6月30日時点であり、肩書は参照文献発表時点である。

(1) S.C.2015, c.20.

(2) S.C.2015, c.20, s.2.

た。法案第 51 号は、情報共有法案のほか、同じく新規テロ対策立法である「航空旅行安全確保法」⁽³⁾案、そして、刑法や「カナダ安全保障情報局法」⁽⁴⁾、「移民及び難民保護法」⁽⁵⁾など、テロ対策関連の現行法に関する一部改正案から構成される法案である。以下、本稿では、法案第 51 号のうち情報共有法案（以下「法案」という。）を取り上げる⁽⁶⁾。

(1) テロ対策における情報の意義

各国では、多様なテロ防止対策が実施されているが、情報の収集と活用は一様に重視されている分野である。例えば、米国国土安全保障省（Department of Homeland Security）が 2012 年 2 月に発表した「2012-2016 会計年度国土安全保障省戦略計画」と題する報告書は、同省の主な任務としてテロ防止をうたっており、テロ防止に関する項目の冒頭には、テロの脅威をめぐる情報を収集、分析し、適切に共有することが掲げられている⁽⁷⁾。また、我が国の内閣官房が近年発表したテロ対策関連の文書でも、出入国管理、重要施設の警戒警備、ハイジャック防止、テロ資金対策など、未然防止対策として挙げられた項目に、「テロ関連情報の収集・分析の強化」が含まれている⁽⁸⁾。このように、テロ対策において情報の収集と活用は重要であると見られている。一方、情報関連の活動が不調に陥る要因として、情報に関わる政府機関の間で生じる「縦割り」、「縄張り争い」という問題がある。この問題は「煙突（ストーブ・パイプ）」とも呼ばれ、各機関が情報の収集を独自にかつ競争的に行い、情報の共有や活動の連携が十分に確保されない状況を指す言葉として用いられている⁽⁹⁾。

(2) インド航空機爆破事件の教訓

カナダでは、このような情報活動の縦割りにより、有効なテロ防止策が図れなかったとされる事例がある。それは、1985 年 6 月 23 日に発生した「インド航空機爆破テロ事件」である⁽¹⁰⁾。この事件については、発生からほぼ 20 年経過した 2006 年 5 月、「調査法」⁽¹¹⁾に基

(3) Secure Air Travel Act, S.C.2015, c.20, s.11.

(4) Canadian Security Intelligence Service Act, R.S.C.1985, c.C-23. カナダ安全保障情報局（Canadian Security Intelligence Service）は、英国秘密情報部（Security Intelligence Service. MI6とも呼ぶ。）など各国の情報（インテリジェンス）機関に相当する組織である。

(5) Immigration and Refugee Protection Act, S.C.2001, c.27.

(6) 航空旅行安全確保法は、旅客機の安全運航に脅威を及ぼす人物のリスト作成などを定めた法律である。また、刑法の一部改正は、テロ行為を唱導し促進する言動に対する刑罰等を規定したものである。2015年反テロリズム法の概要については、以下の資料を参照。鈴木滋「【カナダ】2015年反テロリズム法の概要—新規立法を中心に—」『外国の立法』No.269-1, 2016.10, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202188_po_02690103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(7) Department of Homeland Security, *Department of Homeland Security Strategic Plan: Fiscal Years 2012-2016*, February, 2012, p.3. <<https://www.dhs.gov/xlibrary/assets/dhs-strategic-plan-fy-2012-2016.pdf>>

(8) 内閣官房「主なテロの未然防止対策の現状」2014.11.26, p.4. <http://www.cas.go.jp/jp/siryoku/pdf/bousitaisaku_h261126.pdf#search=%27%E3%83%86%E3%83%AD%E5%AF%BE%E7%AD%96+%EF%BC%B0%EF%BC%A4%EF%BC%A6%27>

(9) 情報活動における「縦割り」問題については、以下の資料を参照。マーク・M・ローエンタール（茂田宏監訳）『インテリジェンス—機密から政策へ—』慶應義塾大学出版会, 2011, pp.96-97. (原著名: Mark M. Lowenthal, *Intelligence: From Secrets to Policy*, 6th ed., 2015.)

(10) カナダ発インド行のインド航空182便に仕掛けられた爆発物が、飛行中爆発し、機体は洋上に墜落、乗員22名と乗客307名が犠牲となったテロ事件。

(11) Inquiries Act, R.S.C.1985, c.I-11. この法律は、政府活動に係る調査委員会の設置等を規定している。

づき、調査委員会が設置された⁽¹²⁾。同委員会は、2010年6月、最終的な調査結果を報告書として公表した。報告書によれば、航空安全に関しては運輸省（Transport Canada）やカナダ連邦警察（Royal Canadian Mounted Police）など多くの機関が関わっていたが、各機関の間で航空安全情報の伝達・共有は行われておらず、互いに過剰な秘密主義に陥った結果、脅威への効果的な対処ができなかったという⁽¹³⁾。そして、報告書は、次のように事件の教訓を述べている⁽¹⁴⁾。

- ・テロ脅威への効果的な対処のため、政府機関は、情報を共有しなければならない。
- ・しかしながら、カナダの政府機関は、自らの個別的利益を守る方向で、情報を管理する組織文化を発達させてきた。このような手法は、各機関の間で行われるべき調整や効果的な情報伝達を阻害する。

報告書は、カナダ政府に対し、政府機関によるテロ情報共有の重要性を認識させ、法案提出に至る、大きなきっかけをもたらした。2015年5月5日、下院本会議で政府が行った提案理由の説明によれば、法案の目的は、この報告書の提言に従い、政府機関による情報共有を実現することにあるとされている⁽¹⁵⁾。事件の教訓が、法案提出の背景にあったことは明らかと言えるだろう。

2 連邦議会における審議経過

カナダ連邦議会では、第1読会で法案の趣旨説明を行い、実質審議は第2読会から開始される。その後、委員会での審議・採決を経て、第3読会では、法案の最終的採決が行われる。以下、連邦議会における法案の審議経過を簡単にまとめた⁽¹⁶⁾。

<下院>

2015年1月30日：ハーパー政権が、第1読会に法案提出。

同年2月18日～23日：第2読会で審議、その後、法案を公共安全及び国家安全保障常任委員会（Standing Committee on Public Safety and National Security）に付託。

同年3月10日～31日：同委員会で審議（10回開催）。

同年3月31日：同委員会で政府提出の一部修正案を可決。

同年4月2日：同委員会で一部修正後の法案を可決。

同年5月5日～6日：第3読会で審議。5月6日、賛成183票、反対96票で法案可決。

(12) 同委員会は、2007年12月、事件に関する第一次調査結果の報告書（Phase 1 Report）をまとめた。この報告書によれば、これだけ破滅的な事態があったにもかかわらず、カナダ政府と国民は、事件を自らへのテロ攻撃とは認識せず、その後の対応に長期間を要したという。事件は、ヒンドゥー教徒主導のインド政府に反発したシーク教徒過激派によるものとされているが、カナダでは、インド国内の宗教対立が引き起こしたテロ事件という構図で見られた結果、自国に対するテロ脅威の認識が明確化するまで時間がかかったとも考えられる。なお、この報告書は、2001年9月の米国同時多発テロが、カナダでテロ脅威への認識を高めるきっかけになったとも述べている。以下を参照。Commission of Inquiry into the investigation of the Bombing of Air India Flight 182, *The Families Remember*, December, 2007, pp.2,3. <http://epe.lac-bac.gc.ca/100/206/301/pco-bcp/commissions/air_india/2010-07-23/www.majorcomm.ca/en/reports/phase1/phase1report.pdf>

(13) Commission of Inquiry into the investigation of the Bombing of Air India Flight 182, *Air India Flight 182: A Canadian Tragedy-Volume One, The Overview*, June, 2010, pp.110-111. <http://publications.gc.ca/collections/collection_2010/bcp-pco/CP32-89-4-2010-eng.pdf>

(14) *ibid.*, p.148.

(15) スティーヴン・ブレイニー（Steven Blaney）公共安全及び非常事態対応担当大臣（Minister of Public Safety and Emergency Preparedness）の発言。House of Commons Debates, Vol.147 No.207, 41st Parliament, 2nd Session, May 5, 2015 (Part A), p.13427. <<http://www.ourcommons.ca/Content/House/412/Debate/207/HAN207-E.PDF>>

(16) カナダ連邦議会における法案審議の仕組みについて、詳しくは以下を参照。山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756号, 2014.1, pp.83-86. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8408484_po_075604.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> 第1読会から第3読会は、それぞれ上下院の本会議における審議である。

<上院>

2015年5月7日：第1読会に下院から法案送付⁽¹⁷⁾。

同年5月13日～14日：第2読会で審議。その後、法案を国家安全保障及び防衛常任委員会（Standing Committee on National Security and Defence）に付託。

同年5月25日～27日：同委員会で審議（3回開催）。5月27日、修正なしで法案可決。

同年5月28日～6月9日：第3読会で審議。6月9日、賛成44票、反対28票で法案可決。その後、同年6月18日に女王の裁可を経て成立し、同年8月1日に施行。

なお、法案に対する各政党の立場であるが、与党の保守党は賛成し、野党のうち自由党（Liberal Party of Canada：当時の党首はジャスティン・トルドー（Justin Trudeau）現首相）も、内容に一部懸念を示したが、基本的には賛成した（同党は、法案の一部修正案を発表した）。一方、新民主党（New Democratic Party）は、情報共有の範囲が無限定になることなどを理由として、法案に反対し、5月6日の下院採決では、法案採決に係る政府提出動議に対する修正案（法案廃止案）を提出したが、賛成95票、反対183票で否決された。緑の党（Green Party）も法案に反対した⁽¹⁸⁾。なお、新民主党は、上院でも6月2日に法案修正案を提出したが、6月4日、否決された（賛成12票、反対37票）。連邦議会での法案をめぐる議論については、IIの2で詳しく紹介する。

II 法案の概要と主な議論

1 法案の構成と概要

ここでは、法案をめぐる議論を紹介する前に、法案（下院第1読会提出時）の構成と内容を概観する。法案は、前文と本則10か条、3つの別表（schedule）から成る。下院の委員会審議で第2条の一部語句を削除し、第6条については条文が全体的に修正された。成立法と提出時法案を比較すると、条文立ては同一であり、内容についても、第2条の一部と第6条を除けば同様である。以下、主な条文の内容を紹介する。

(1) 前文

前文は、法案の目的が「カナダの安全を害する活動」への対処にあることを示しており、大要、以下のように述べている。

- ・カナダの安全を害する活動は、しばしば秘密工作や偽装、敵対的方法などにより行われ、よりグローバルで複雑な形を取りつつある。したがって、それらの活動からカナダとカナダ国民を守ることは、単一の政府機関の権限や能力を超えたものとなる。
- ・この点に鑑み、連邦議会は、政府機関の間で、テロ等、安全に関する情報が共有され、異なる情報が互いに照合されることの重要性を認める。

(2) 本則

第2条：前文にある「カナダの安全を害する活動」について、カナダの主権、安全又は領域の保全や、カナダ国民の生命又は安全を害する活動と定義した上で、9項目の具体例を

(17) 実際には、第1読会に先立ち、3月30日から4月27日まで、国家安全保障及び防衛常任委員会で、法案の事前審査会（Pre-Study）が5回開かれている。

(18) なお、5月6日の下院採決で、無所属議員やその他小会派は、賛成2名、反対4名であった。

挙げている（ここでは一部を紹介する。）

- ・ 諜報（インテリジェンス）や防衛、公共の安全、外交領事関係、財政的安定などに係るカナダ政府の能力に対する妨害
- ・ 諜報活動や破壊活動、外国の影響下にある秘密活動
- ・ テロ活動
- ・ 核兵器、化学兵器、放射能兵器又は生物兵器の拡散
- ・ 重要施設に対する妨害

第3条：このような活動からカナダを守る手段として、政府機関による関連情報の共有を奨励し、促進することを法案の目的としている。

なお、第2条は、合法的な主張、抗議活動、異議申立て、芸術上の表現活動などは、ここで言う「カナダの安全を害する活動」には含まれないとしている。この規定によれば、これらの活動は、第3条が目的とする情報共有の対象にはならない。しかし、法案の審議過程では、第2条の規定をめぐり、「カナダの安全を害する活動」なる概念は曖昧に過ぎるのではないかという意見が相次いだ。当該活動の範囲が無限定となり、本来、安全保障とは関係のない言論活動等についても情報が共有され、結果的に個人のプライバシーを侵害する可能性が指摘されたのである（Ⅱの2(1)で後述）。

第4条：情報共有を律するべき原則を定めており、効果的で責任ある情報共有を行うには、情報の濫用に対する警告と提供機関による共有範囲の管理が必要としている。また、そのほかの原則として、提供機関から共有情報を受領する者は、所属機関において「カナダの安全を害する活動」を所管し、権限を持つ職員に限られるべきことなどを挙げている。

第5条：プライバシー保護との関係から、個人情報の提供を禁止又は制約している各種の法律に従いつつ、以下の場合、政府機関⁽¹⁹⁾は、自らの意志又は受領機関の要請により、別表第3に掲げる17の受領機関（本稿末尾の表を参照）に対し、テロ等、安全に係る情報を提供できるとしている（第1項）。

- ・ 当該情報が、「カナダの安全を害する活動」に関係するものである場合
- ・ 受領機関の所管事項が、そのような活動に関係している（relevant）場合

なお、これら17の受領機関は、第5条第1項に基づき、さらに当該情報を別の機関に提供することができる（第2項）。受領機関の間で相互に提供を行うことも可能である。

第6条：第5条に基づき受領した共有情報について、受領機関が他の法令に基づき利用、又は他の機関に提供することを、本法は妨げないとしている。第6条は、下院の委員会審議で修正されたが、修正後の同条は、受領機関が、他の法令に基づいて共有情報を利用又は他の機関に提供する場合、それらの法令による制限や禁止に服することを、新たに付け加えた形の文言となっている。

(19) 法案第2条の規定により、「プライバシー法」(Privacy Act, R.S.C.1985, c.P-21)の別表(第3条関係)が定める機関(およそ140に上る)を指す。

第8条：本法は、他の議会制定法（連邦法）や州法、コモンロー、国王大権などに基づき情報を提供する権限に対し、制限し又は影響を及ぼさないとしている。

第10条：カナダ総督⁽²⁰⁾が本法の実施規則を定めることができるとし、当該規則で定める事項として、①第5条に基づく情報提供の方法、②当該情報提供に係る記録保存、③記録保存の方法を挙げている。第10条は、このほか、総督が、別表第3を修正し、受領機関を適宜加除できるとしている。なお、受領機関の新規追加は、当該機関が「カナダの安全を害する活動」について所管し、権限を有している場合に限られる。

2 法案をめぐる主な議論

法案をめぐる議論の主なテーマは2つに分けられる。第1のテーマは、情報共有の対象となる活動と情報共有の範囲という問題である。そして、第2のテーマは、情報共有に対する外部の監視及び統制をめぐる問題である。以下、それぞれのテーマについて、連邦議会での議論や専門家の見解などを紹介する。

(1) 情報共有の対象及び範囲

連邦議会では、法案第2条で規定する「カナダの安全を害する活動」という概念をめぐる議論が盛んに行われた。ブレインニー公共安全及び非常事態対応担当大臣は、下院第2読会（2015年2月18日）において、テロ防止の観点から法案の意義を強調しており⁽²¹⁾、情報共有の対象となる活動の中でも、テロ活動が焦点となっていたことは確かと見られる。しかし、野党は、第2条の対象範囲は、実質上無限定に広がるとして政府を批判した。例えば、新民主党のランドール・ギャリソン（Randall Garrison）議員は、下院第3読会（同年5月5日）において、以下のように述べている⁽²²⁾。

- ・法案は、極めて広い範囲で、政府機関が、テロに限らず、あらゆる情報を共有することを可能とする。対象活動のリストは、法的に情報を共有し得るもの全てに及ぶ。
- ・国民が、テロ防止を口実としたプライバシーの侵害を懸念するのは当然である。

このような指摘は専門家も行っている。専門家も出席した上院国家安全保障及び防衛常任委員会の法案事前審査会（同年4月20日）において、カナダ法曹協会（Canadian Bar Association）のピーター・エーデルマン（Peter Edelmann）氏は、以下のように述べた⁽²³⁾。

- ・法案の真の狙いは、テロ対処に限らず、より広範なものである。
- ・共有情報を受領する17の政府機関には、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）など、テロ活動とは何の関係もない組織が含まれている。また、情報共有の対象となる活動についても、範囲は何ら限定されていない。

また、「プライバシー委員会」（Office of the Privacy Commissioner of Canada）のコミッショ

(20) カナダ総督の役割と権限等については、以下の資料を参照。齋藤憲司『各国憲法集（4）カナダ憲法』（調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10）国立国会図書館調査及び立法考査局，2012，p.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(21) *House of Commons Debates*, Vol.147 No.174, 41st Parliament, 2nd Session, February 18, 2015, p.11364. <<http://www.ourcommons.ca/Content/House/412/Debates/174/HAN174-E.PDF>>

(22) *House of Commons Debates*, *op.cit.* (15), p.13431.

(23) *Proceedings of the Standing Senate Committee on National Security and Defence*, Issue No.16, 41st Parliament, 2nd Session, April 20, April 23, 2015, p.67. <<https://sencanada.ca/Content/SEN/Committee/412/secd/pdf/16issue.pdf>>

ナー⁽²⁴⁾（以下「コミッショナー」）であるダニエル・テリエン（Daniel Therrien）氏も、上院国家安全保障及び防衛常任委員会の法案事前審査会（同年4月23日）において、以下のような見解を述べた⁽²⁵⁾。

- ・法案により、全てのカナダ国民を対象として、プロファイリング（profiling）⁽²⁶⁾や、収集された「ビッグデータ」の分析が行われることとなる。
- ・法案は、受領機関の「所管事項と関係する」情報の共有を定めているが、これに代わり、受領機関にとって「必要性がある」（necessary）情報のみ、共有活動の対象とするよう、修正すべきである。

これらの指摘に対し、政府側は、以下のように主張した。

- ・法案は、限られた範囲で情報を共有するための明確な権限を政府機関に付与するものである。各政府機関は、他機関への情報提供を強いられるわけではなく、責任ある共有情報の管理を行うため、適切な保護手段を整備している⁽²⁷⁾。
- ・法案は、従来から存在する情報共有の仕組みを何ら変更するものではない。目的は、安全保障分野で情報共有が行われる可能性に対する期待値を高めることにある⁽²⁸⁾。

なお、政府は、情報共有をめぐる懸念に配慮し、下院の委員会審議において、第2条の一部を修正した。修正内容は、言論活動が情報共有の対象とならないことを強調するため、情報共有の対象外の一つである「合法的な主張」から「合法的な」（lawful）という語句を削除するものであった⁽²⁹⁾。こうして、政府側は一部修正を行ったものの、情報共有のあり方を依然として問題視した新民主党は、上院審議において法案修正案を提出した（Iの2）。修正案は、政府機関に対し、情報を提供する場合は、当該情報について、テロ等安全との関係性や、信頼性、正確性などの観点から、内容を精査するよう求めるものであった⁽³⁰⁾。しかし、修正案は否決され、法案は、追加的な修正を行わないまま成立した。

(2) 情報共有に対する監視及び統制

野党は、情報共有はカナダ国民のプライバシーを侵害するおそれがあり、本来、情報共有活動に対する監視や統制が必要であるが、法案の内容では、外部機関によるコントロールが確保される保証はないと指摘した。例えば、新民主党のグラント・ミッチェル（Grant Mitchell）議員は、上院第3読会（2015年6月2日）において、以下のように述べている⁽³¹⁾。

- ・法案は、政府に対し、情報が共有された後、共有活動の必要性等を検証する（review）義務を課していない。さらに、そのような検証を実施できる外部機関も存在しない。

(24) プライバシー委員会は、行政府から独立した機関であり、連邦議会に所屬する。同委員会は、個人情報保護をめぐる苦情申立ての審理などを行う。コミッショナーは、プライバシー法（前掲注(19)を参照）に基づき、連邦議会により任命される役職である。その役割や権限についても、同法で定められている。

(25) *Proceedings of the Standing Senate Committee, op.cit.* (23), p.100.

(26) テロ事件等の捜査における容疑者の推定・特定を指す。

(27) 上院法案事前審査会（2015年4月2日）におけるジョン・オソウスキ（John Ossowski）カナダ公共安全省副大臣（Associate Deputy Minister, Public Safety Canada）の発言。*Proceedings of the Standing Senate Committee on National Security and Defence*, Issue No.15, 41st Parliament, 2nd Session, March 30, April 2, 2015, p.35. <<https://sencanada.ca/Content/SEN/Committee/412/secd/pdf/15issue.pdf>>

(28) 上院法案事前審査会（2015年4月20日）におけるミシェル・コロンボ（Michel Coulobme）カナダ安全保障情報局長官の発言。*Proceedings of the Standing Senate Committee, op.cit.* (23), pp.31-32.

(29) 自由党は、2015年3月の時点で法案の修正案を発表しており、その中には、「合法的な」の一語を削除することが含まれていた。政府の一部修正は、この提案に沿ったものと言える。自由党のウェブサイトに掲載された、以下の資料を参照。Wayne Easter, “Wayne Easter: Our Amendments,” March 26, 2015. Liberal Party of Canada website. <<https://www.liberal.ca/wayne-easter-on-our-amendments-to-c-51/>>

(30) *Debates of the Senate*, Vol.149 No.146, 41st Parliament, 2nd Session, June 2, 2015, p.3463. <https://sencanada.ca/Content/SEN/Chamber/412/Debates/pdf/146db_2015-06-02-c.pdf>

(31) *ibid.*, p.3460.

- ・政府は、コミッショナーが、その役割を果たすと主張する。しかし、コミッショナーは、情報共有の内容を把握できても、共有活動をコントロールすることはできない。また、共有情報を受領する 17 機関を定期的に監視する手段も持っていない。

このような野党の懸念については、コミッショナー自身も同調的な見解を示している。テリエン氏は、上院国家安全保障及び防衛常任委員会の法案事前審査会（同年 4 月 23 日）において、以下のように述べた⁽³²⁾。

- ・共有情報を受領する 17 機関のうち 14 機関については、外部機関により情報共有の必要性等を検証する仕組みがない。
- ・プライバシー委員会も含め、現に存在する監視機関の権限には制約があり、これら 14 機関の情報共有については、実質上、監視できる組織が存在しない。

この問題について、政府側は、以下のように述べ、外部機関による情報共有活動の検証とプライバシーの保護は担保されると主張した⁽³³⁾。

- ・コミッショナーと会計検査院長官（Auditor General）は、情報共有を含む、連邦政府機関の活動を検証することができる。
- ・政府機関は、プライバシー法の遵守状況を連邦議会に報告する義務を課されている⁽³⁴⁾。

新民主党の修正案（Ⅱの 2(1)）には、情報共有活動について、プライバシー委員会による検証のため、十分な期間を設定することも挿入された。しかし、修正案は否決され、外部機関による監視及び統制に関する明示的規定が追加されることはなく、法案は、この点について特段の修正を経ることなく成立した。

(3) 報道と専門家の見解

情報共有法は、プライバシーなど人権をめぐる問題と密接に関係することから、マスコミの注目を集めることとなり、法案審議中、専門家の見解を紹介する記事が各紙に掲載された。それらの記事には、同法の問題点を指摘した批判的な見解⁽³⁵⁾が多く見られ、法案を支持する見解⁽³⁶⁾は比較的少ない。

Ⅲ 法成立後の動向

1 プライバシー委員会による調査

情報共有法は、外部機関による監視機能を定めることはなかった。しかし、プライバシー委員会は、同法成立後、法律の実施状況を調査しており⁽³⁷⁾、調査結果は、プライバ

(32) *Proceedings of the Standing Senate Committee, op.cit.* (23), p.101.

(33) オソウスキ副大臣の発言。*Proceedings of the Standing Senate Committee, op.cit.* (27), pp.35-36.

(34) 各政府機関による報告の義務は、プライバシー法の第72条で規定されている。

(35) 例えば、『ナショナル・ポスト』の記事は、法案は、テロとは無関係の極めて広範な目的のため、情報共有が行われることを可能にするという、専門家の論説（連名）を掲載している。Lisa M. Austin, et.al., “How C-51 undermines privacy,” *National Post*, March 30, 2015. 同趣旨の見解を掲載した、以下の記事も参照。Michael Geist, “Privacy protection under threat by Bill C-51,” *Toronto Star*, March 14, 2015.

(36) クリスチャン・ロイプレヒト（Christian Leuprecht）カナダ王立軍事大学（Royal Military College of Canada）教授の見解。同教授は、法案は、無制限な情報共有につながるものではなく、情報は、安全確保のみを目的に共有されると主張している。以下の資料を参照。“Read and Vote: Will Bill C-51 protect or imperil Canadians?” March 11, 2015. The Globe and Mail website. (<https://www.theglobeandmail.com/opinion/read-and-vote-will-bill-c-51-protect-or-imperil-canadians/article23402818/>)

(37) 法案審議の際に自由党が発表した修正案（前掲注(29)）には、プライバシー委員会に対し、情報共有活動について年次報告をまとめるよう求めることが盛り込まれていた。調査が開始されたのは保守党政権下であったが、自由党の修正案が、同委員会による調査実施に影響した可能性も考えられる。

シー関連法の履行状況等をまとめた連邦議会への年次報告書（2016年9月）⁽³⁸⁾に盛り込まれた。報告書第2章「法案第51号と情報監視」には、情報共有法施行後最初の6か月間における実施状況が記されている。同委員会は、128の連邦政府機関（法律により受領者と指定された17機関とそれ以外の111機関）を対象として、同法に基づく情報共有活動の実施状況を調査した。調査結果によれば、この間、いずれも受領者と指定されている5つの政府機関が、相互に情報を提供していた⁽³⁹⁾。該当機関は、カナダ国境管理局（Canada Border Services Agency）、カナダ安全保障情報局、カナダ移民難民及び市民権省（Immigration, Refugees and Citizenship Canada）⁽⁴⁰⁾、カナダ連邦警察、外務省（Global Affairs Canada）⁽⁴¹⁾である。これらの機関が互いに提供したケースは50回を超えたという。一方、上記111機関については、提供した事例がなかったとしている⁽⁴²⁾。

2 法律をめぐる議会の動き

法成立後も情報共有法をめぐる議論は続いており、連邦議会では新たな動きが見られる。下院情報アクセス、プライバシー及び倫理常任委員会（Standing Committee on Access to Information, Privacy and Ethics. 以下「下院情報委員会」）は、2016年11月から2017年2月にかけて、同法に関する公聴会を10回開催しており、出席した専門家からは、同法に関する問題点の指摘や法改正の提案が行われた⁽⁴³⁾。

ここでは、第1回公聴会（2016年11月3日）に提出された、専門家による意見陳述書（以下「陳述書」）の概要を紹介する。陳述書は、クレイグ・フォルセス（Craig Forcese）オタワ大学教授とケント・ローチ（Kent Roach）トロント大学教授の連名で提出されたものである。陳述書は、情報共有法の対象範囲は、従来の安全保障に関わる定義より格段に広く、「当該情報が受領機関の所管事項に関係する場合」という情報共有の要件や、情報共有の対象とされる「カナダの安全を害する活動」という概念は、いずれも中身が十分に定義されていないと指摘している⁽⁴⁴⁾。陳述書は、その上で、情報共有法改正につながる、いくつかの提言を行っている。主なものは以下のとおりである⁽⁴⁵⁾。

- ・ 情報共有の対象を、範囲が広すぎる「カナダの安全を害する活動」から、範囲がより制約され、内容が確定される「カナダの安全に対する脅威」とする。
- ・ 情報共有の要件を、情報が「受領機関の所管事項に関係する場合」から、「受領機関にとって必要な場合」又は「受領機関の所管事項に見合っている⁽⁴⁶⁾場合」とする。
- ・ 全ての情報共有活動について、独立機関による検証を行う。当該独立機関は、共有情報

(38) Office of the Privacy Commissioner of Canada, *2015-2016 Annual Report to Parliament on the Personal Information Protection and Electronic Documents Act and the Privacy Act: Time to Modernize 20th Century Tools*, September, 2016. (https://www.priv.gc.ca/media/4516/ar_201516_eng.pdf)

(39) *ibid.*, p.17.

(40) 情報共有法の別表第3では、「市民権及び移民省」（Department of Citizenship and Immigration）と表記されている。本稿末尾の表を参照。

(41) 情報共有法の別表第3では、「外交貿易開発省」（Department of Foreign Affairs, Trade and Development）と表記されている。本稿末尾の表を参照。

(42) Office of the Privacy Commissioner of Canada, *op.cit.* (38), p.17. なお、報告書は、調査の結果、上記17機関のうち13機関が、情報共有法とは別に、同法成立前から存在していた権限（コモンローや国王大権に基づく。）により、情報共有を行っていたことが明らかになったとも述べている。*ibid.*, p.18.

(43) 公聴会には、証人として、専門家、各種団体代表のほか、政府関係者も含め42人が出席した。

(44) Craig Forcese and Kent Roach, “Brief to the House of Commons’ Standing Committee on Access to Information, Privacy and Ethics: Analysis and Proposals on the Security of Canada Information Sharing Act,” November 3, 2016, pp.4-5. (<https://www.ourcommons.ca/Content/Committee/421/ETHI/Brief/BR8565970/br-external/ForceseCraig-e.pdf>)

(45) *ibid.*, pp.7-8.

(46) 原語は「proportionate」である。

が信頼性を欠くものであれば、情報を保持する機関に廃棄させる権限を持つものとする。

2017年5月、下院情報委員会は、公聴会での議論なども踏まえて、情報共有法の意義や問題点をまとめ、報告書として発表した⁽⁴⁷⁾。報告書は、同法のあり方について、14の提言を公表している。内容は、陳述書の主な提言をおおむね反映しており、そのほか、受領機関を安全保障に直接関係する組織に限定すること、情報共有活動を検証するための枠組みを連邦議会にも導入することなどを含んでいる⁽⁴⁸⁾。報告書は、必ずしも連邦議会の総意を示すものとは考えられないが、委員会は超党派的な構成となっており、情報共有法をめぐる今後の議論に重要な影響を及ぼす可能性がある。

おわりに

情報共有法をめぐる議論では、情報活動とプライバシー保護の関係が焦点となったが、このような問題は、他国のテロ対策立法でも重要な論点となっている。例えば、米国では、テロ対策を目的とした通信監視活動の範囲が、事実上無限定になっているとの批判が高まり、活動に対する司法的統制を強化する方向で法改正が行われた⁽⁴⁹⁾。

情報共有法は、保守党政権の下、おおむね法案提出時の内容で成立したが、2015年10月の総選挙により、政権は自由党へ交代した。同党は、総選挙で、この問題に詳しく触れることはなかった。トルドー首相も、その後、情報共有法の見直しや改正について、特に踏み込んだ発言は行っていない。一方、専門家の中には、同首相に対し、法律の大幅改正又は廃止を求める声もある⁽⁵⁰⁾。また、公的機関や連邦議会が、法律の運用を検証し、問題点を検討していることの意味は大きいと考えられる。引き続き、連邦議会の動向など、情報共有法をめぐる動きを注視していく必要があるだろう。

(すずき しげる)

(本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍時に執筆したものである。)

(47) House of Commons Standing Committee on Access to Information, Privacy and Ethics, *Safeguarding Canada's National Security While Protecting Canadians' Privacy Rights: Review of the Security of Canada Information Sharing Act (SCISA)*, May 2017. <<http://www.ourcommons.ca/Content/Committee/421/ETHI/Reports/RP8899455/ethirp05/ethirp05-e.pdf>>

(48) *ibid.*, pp.1-4.

(49) 通信監視活動に関する基本的な枠組みを規定する「1978年外国諜報監視法」(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, P.L.95-511.)の改正法として、2015年6月、「米国自由法」(USA Freedom Act, P.L.114-23.)が成立した。以下の資料を参照。鈴木滋「米国自由法—米国における通信監視活動と人権への配慮—」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.6-17. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914660_po_02670003.pdf?contentNo=1>

(50) Ann Cavoukian and Micheal Vonn, "Trudeau must honour promise to protect privacy and amend Anti-terrorism Act," *Tronto Star*, December 13, 2016.

表 共有情報を受領することができる連邦政府機関

機関名（和訳）	機関名（英語）（注1）
カナダ国境管理局	Canada Border Services Agency
カナダ歳入庁	Canada Revenue Agency
カナダ国防軍	Canadian Armed Forces
カナダ食料検査局	Canadian Food Inspection Agency
カナダ原子力安全委員会	Canadian Nuclear Safety Commission
カナダ安全保障情報局	Canadian Security Intelligence Service
通信安全局（注2）	Communications Security Establishment (Communications Security Establishment of Canada)
市民権及び移民省	Department of Citizenship and Immigration (Immigration, Refugees and Citizenship Canada)
財務省	Department of Finance (Department of Finance Canada)
外交貿易開発省	Department of Foreign Affairs, Trade and Development (Global Affairs Canada)
保健省	Department of Health (Health Canada)
国防省	Department of National Defence
公共安全及び非常事態対応省	Department of Public Safety and Emergency Preparedness (Public Safety Canada)
運輸省	Department of Transport (Transport Canada)
カナダ金融取引及び報告分析センター	Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada
カナダ公衆衛生局	Public Health Agency of Canada
カナダ連邦警察	Royal Canadian Mounted Police

(注1) 機関名（英語）について、現在、ウェブサイトに表示されている名称が、出典資料の表記とずれているものは、ウェブサイトに表示されている名称を括弧書きで併記した。

(注2) 通信安全局（Communications Security Establishment）は、外国通信情報の収集や、カナダ国内の重要な通信ネットワークの防護などを行っており、その任務については、国防法（National Defence Act, R.S.C. 1985, c.N-5）で定められている。なお、機関の長は、「長官」（chief）であるが、これとは別に、法令順守の観点から機関の活動を検証することなどを任務とする「コミッショナー」（commissioner）が置かれている（設置及び任務については、やはり国防法で規定）。

(出典) Security of Canada Information Sharing Act, Schedule 3: Recipient Government of Canada Institutions and Their Heads. を基に筆者作成。

カナダ安全情報共有法

Security of Canada Information Sharing Act

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 総合調査室 鈴木 滋訳

【目次】

長文題名

前文

短縮題名

第1条 短縮題名

解釈

第2条 定義

目的及び原則

第3条 目的

第4条 指針となる原則

情報の提供

第5条 情報の提供

第6条 この法律以外の法令に基づく再提供

第7条 推定の排除

第8条 効力減殺の排除

民事訴訟からの保護

第9条 民事訴訟の排除

カナダ総督の権限

第10条 規則

別表第1 除外される機関

別表第2 追加される機関

別表第3 受領するカナダの政府機関及びその長

長文題名

カナダの安全を害する活動からカナダを守るためカナダの政府機関の間で行われる情報共有を奨励し及び促進する法律⁽¹⁾

前文

カナダ国民は、自らの生命及び安全に対する脅威から自由に生きる権利を有する。

カナダの安全を害する活動は、しばしば、秘密工作、偽装又は敵対的な方法で行われ、ますますグローバル化、複雑化及び精緻化しており、並びに、しばしば急速に出現し及

* 本稿のインターネット情報は2017年6月30日時点である。この法律のテキストには英語版とフランス語版があるが、本稿は英語版から訳したものである。[] は訳者の補記である。なお、英語版には一部フランス語の語句があるが、それらは略した。

(1) An Act to encourage and facilitate information sharing between Government of Canada institutions in order to protect Canada against activities that undermine the security of Canada, S.C.2015, c.20, s.2.

び進展する。

政府にとり、国と国民を守ること以上に重要な任務は存在しない。

カナダは、他国の安全に脅威を与える活動を行うための暗渠（あんきょ）⁽²⁾として利用されてはならない。

カナダの安全を害する活動からカナダと国民を守るとは、しばしば、いずれか単一のカナダの政府機関の権限及び能力を超える。

連邦議会は、政府がカナダの安全を害する活動からカナダと国民を守るとを可能とするため、[政府機関の間で相互に] 情報が共有され、及び、異なる情報が照合されるべきであることを認める。

カナダの安全を害する活動に関係する情報は、権利及び自由に関するカナダ憲章⁽³⁾及びプライバシー保護 [の原則] と合致した方法で共有される。

また、カナダの政府機関は、効果的かつ責任ある情報共有について説明責任を有する。

ゆえに、女王陛下は、カナダ上院及び下院の助言により及び同意を得て、ここに以下のとおり制定する。

短縮題名

第1条 短縮題名

この法律は、カナダ安全情報共有法として引用することができる。

解釈

第2条 定義

次に掲げる定義をこの法律に適用する。

カナダの安全を害する活動⁽⁴⁾とは、次に掲げる活動⁽⁵⁾で、カナダの主権、安全若しくは領域の一体性⁽⁶⁾又はカナダ国民の生命若しくは安全を害するものであれば、そのいずれをも含む、あらゆる活動を意味する。

- (a) 諜報、防衛、国境警備、公共の安全、法務行政、外交若しくは領事関係又はカナダの経済的若しくは財政的安定に関するカナダ政府の能力に対する妨害
- (b) 実力又は違法な手段で、カナダ政府 [の機能] に変更を加え又は不当に影響を及ぼす活動
- (c) 諜報活動、破壊活動又は外国の影響下にある秘密活動
- (d) テロ活動
- (e) 核兵器、化学兵器、放射能兵器又は生物兵器の拡散
- (f) 重要施設に対する妨害

(2) 原語は「conduit」。「暗渠（あんきょ）」とは、地下に設けられていて、外側からは視認できない水路や溝のことをいう。

(3) 基本的人権に関する憲法規定（1982年憲法法の第1章）である。以下の資料を参照。齋藤憲司『各国憲法集（4）カナダ憲法』（調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10）国立国会図書館調査及び立法考査局，2012，pp.6-8. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487777_po_201101d.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(4) 原文は太字のイタリック文字で記されている。本稿の訳語で太字にしたものは、以下同じ。

(5) 次に掲げる活動、すなわち(a)から(i)で規定するものは例示であり、法律上はそれらに限られない。

(6) ここでいう「領域の一体性」（territorial integrity）とは、自国領域に対するカナダの主権を意味する。

- (g) 国防法⁽⁷⁾第273.61条で規定する包括的情報通信機能⁽⁸⁾に対する妨害
- (h) ある者のカナダとの関係を理由として、その者又はその財産に深刻な危害を引き起こす活動
- (i) カナダで行われる活動で、他国の安全を害するもの
この法律のより明白な解釈として、カナダの安全を害する活動には、主張、抗議、異議申立て及び芸術上の表現は含まない⁽⁹⁾。
- カナダの政府機関**とは、以下のいずれかのものを意味する。
- (a) 別表第1に掲げるもの以外で、プライバシー法⁽¹⁰⁾第3条で定義する政府機関⁽¹¹⁾
- (b) 別表第2に掲げるもの
- カナダ国民**とは、以下のいずれかの者を意味する。
- (a) カナダの国民
- (b) 市民権法⁽¹²⁾第2条第1項で規定するあらゆる市民又は移民及び難民保護法⁽¹³⁾第2条第1項で規定するあらゆる定住者でカナダの領域外にいる者

目的及び原則

第3条 目的

この法律の目的は、カナダの安全を害する活動からカナダを守るため、カナダの政府機関の間で行われる情報共有を奨励し及び促進することである。

第4条 指針となる原則

この法律に基づく情報共有は、以下に掲げる原則を〔実施上の〕指針とする。

- (a) 効果的かつ責任ある情報共有が、カナダ及びカナダ人を守る。
- (b) 共有情報〔の濫用〕への警告及び提供機関による〔共有範囲の〕管理に対する配慮は、効果的かつ責任ある情報共有〔の促進〕と合致する。
- (c) カナダの政府機関が定期的に情報を共有する場合は、〔政府機関の間で〕情報共有に係る取決めを結ぶことが適当である。
- (d) いかに共有情報が利用されたか、及び、カナダの安全を害する活動から〔カナダ及び国民を〕守る上で当該情報が有用であったか否かを検証する⁽¹⁴⁾ための規定は、効果的かつ責任ある情報共有を促進する。
- (e) 政府機関において、カナダの安全を害する活動に関係する管轄権を行使し又は責任を果たす者のみが、この法律に基づき提供⁽¹⁵⁾される情報を受領すべきである。

(7) National Defence Act, R.S.C., 1985, c. N-5.

(8) 原語は「global information infrastructure」。国防法第273.61条の規定によれば、通信システム、情報技術システム、ネットワークなど、各種情報通信機能の総体を意味する。

(9) この法律については、法案審議において、プライバシー保護との関係から、政府機関による情報共有の対象となる活動や、情報共有の範囲などが重要な論点となった。法案提出時点で、「主張」は、「合法的な主張」となっていた。野党からの指摘もあり、当時のハーパー（Stephen Joseph Harper）保守党政権は、下院の委員会審議において、法案の一部修正として、「合法的な（lawful）」の語句を削除した。その目的は、全ての言論活動が情報共有の対象とならない点を強調することにあった。

(10) Privacy Act, R.S.C., 1985, c. P-21.

(11) プライバシー法の別表（第3条関係）が定める機関（およそ140に上る）を指す。

(12) Citizenship Act, R.S.C., 1985, c. C-29.

(13) Immigration and Refugee Protection Act, S.C.2001, c.27.

(14) 原語は「feedback」である。

(15) 原語は「disclosed」である。「disclose」、「disclosure」には開示という意味もあるが、この場合は、政府が一般公衆に対し情報を開示することではなく、政府機関の間で行われる情報のやり取りを指すことから、本稿では、以下、「disclose」や「disclosure」の訳語として「提供」を用いる。

情報の提供

第5条 情報の提供

- (1) 情報の提供を禁じ又は制限する、ほかのあらゆる議会制定法のあらゆる規定又はそれらの法律に基づき制定されたあらゆる規則に従うことを条件として、カナダの政府機関は、自ら進んで又は〔受領機関からの〕要請により、情報が、議会制定法又はほかの合法的な権限の下、カナダの安全を害する活動に関して、その探知、特定、分析、防止、捜査又は破砕等、情報を受領するカナダの政府機関の管轄事項又は責務と関係する場合に、別表第3に名称を掲げる政府機関の長又はその権限を委任された者に、情報を提供することができる。

第1項に基づく再提供

- (2) この条第1項に基づき受領した情報は、同項に基づき〔他の政府機関に〕再提供することができる。

第6条 この法律以外の法令に基づく再提供

この法律のより明白な解釈として、この法律は、第5条第1項に基づき提供された情報を、この法律以外の法令に基づき利用し及び再提供することを授権も禁止もしないが、〔それらを利用し再提供する場合は〕それらの法令に含まれる、あらゆる法的要請、制限及び禁止に従い行わなければならない⁽¹⁶⁾。

第7条 推定の排除

この法律に基づき情報を提供する行為は、以下の事柄を推定しない。

- (a) 情報を提供する機関は、〔共有情報に関して〕受領する機関と共同の捜査又は政策決定過程にあり、及び、それがゆえに、もし受領機関が訴訟目的で情報を提供又は提出するのであれば、〔受領機関と〕同様の義務を有すること。
- (b) 訴訟又はカナダの政府機関ではない機関に対する提供を目的とした、ほかのあらゆる情報提供について、〔それを行う〕あらゆる特権又は同意を得るためのあらゆる要請が放棄されていること。

第8条 効力減殺の排除

この法律のいかなる規定も、ほかの議会制定法若しくは州法、コモンロー又は国王大権に基づき情報を提供する権限を制限し又は影響を及ぼさない⁽¹⁷⁾。

民事訴訟からの保護

第9条 民事訴訟の排除

この法律に基づき誠実に情報を提供した、いかなる者に対しても、民事訴訟は提起されない。

(16) 第6条については、法案審議で一部修正が行われ、受領機関が、他の法令に基づいて共有情報を利用又は他の機関に提供する場合、それらの法令による制限や禁止に服することを、新たに付け加えた形の文言となっている。

(17) 表題である「効力減殺」の原語は「derogation」である。第8条は、情報共有法の規定が、情報提供に係るほかの法令の効力を損なうことはないと規定していることから、この訳語を用いた。

カナダ総督の権限

第 10 条 規則

(1) カナダ総督⁽¹⁸⁾は、公共安全及び非常事態対応担当大臣の助言を得て、この法律の目的及び規定を実施するため、以下に掲げる事項を含んだ規則を制定することができる。

- (a) 第 5 条に基づく情報提供に関する方法
- (b) 情報提供に関する記録を保管し及び保持することの要請
- (c) それらの記録の保管及び保持に関する方法

別表第 1 及び別表第 2 に対する修正

(2) カナダ総督は、別表第 1 又は別表第 2 に掲げる機関の名称を追加し又はそれら別表のいずれかから機関の名称を削除する指令を発出することができる。

別表第 3 に対する修正

(3) カナダ総督は、別表第 3 に掲げるカナダの政府機関の名称及びその長の役職名を追加し、及び、別表第 3 に掲げるそれら機関の名称及び長の役職名を削除又は修正する指令を発出することができる。[機関名及び役職名の]追加は、当該機関が、議会制定法又はほかの合法的権限の下、カナダの安全を害する活動に関して、その探知、特定、分析、防止、捜査又は破砕等、関係する管轄事項又は責務を有している場合にのみ認められるものとする。

(18) 原語は「Governor in Council」。「カナダ総督」の原語は、一般的には「Governor in General」が用いられるが、法律文書などでは「Governor in Council」が用いられる。総督の役割と権限等については、以下の資料を参照。齋藤 前掲注(3), p.9.

別表第1（第2条及び第10条第2項関係）

除外される機関⁽¹⁹⁾

別表第2（第2条及び第10条第2項関係）

追加される機関⁽²⁰⁾

通信安全局コミッショナー事務局⁽²¹⁾

別表第3（第5条第1項及び第10条第3項関係）⁽²²⁾

受領するカナダの政府機関及びその長

第1欄 受領機関名	第2欄 長の役職名
カナダ国境管理局	カナダ国境管理局長官
カナダ歳入庁	歳入庁コミッショナー
カナダ国防軍	カナダ国防軍参謀総長
カナダ食料検査局	カナダ食料検査局長官
カナダ原子力安全委員会	カナダ原子力安全委員会委員長
カナダ安全保障情報局 ⁽²³⁾	カナダ安全保障情報局長官
通信安全局	通信安全局長官
市民権及び移民省	市民権及び移民担当大臣
財務省	財務大臣
外交貿易開発省	外務大臣
保健省	保健大臣
国防省	国防大臣
公共安全及び非常事態対応省	公共安全及び非常事態対応担当大臣
運輸省	運輸大臣
カナダ金融取引及び報告分析センター	カナダ金融取引及び報告分析センター長
カナダ公衆衛生局	カナダ公衆衛生局長官
カナダ連邦警察	カナダ連邦警察コミッショナー

（すずき しげる）

（本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍時に執筆したものである。）

(19) 別表第1には、この法律でいう「カナダの政府機関」、すなわち情報共有に関わる機関に該当しないと判断された機関が追記される。

(20) 別表第2には、プライバシー法の別表に掲げる機関（前掲注(11)を参照）に加えて、この法律でいう「カナダの政府機関」とされるものが追記される。

(21) 通信安全局（Communications Security Establishment）は、外国通信情報の収集や、カナダ国内の重要な通信ネットワークの防護などを行っており、その任務については、国防法（前掲注(7)）で定められている。同局長は、「長官」（chief）であるが、これとは別に、法令順守の観点から組織の活動を検証することなどを任務とする「コミッショナー」（commissioner）が置かれている（設置及び任務については、やはり国防法で規定）。通信安全局及び同局長官については、別表第3で受領機関及びその長として掲げられている。したがって、ここでは、共有情報の提供に関わる機関として、コミッショナー事務局を新たに追記したものと解されるが、詳細は不明。

(22) 原典では機関の並びが一行になっており、罫線もないが、便宜上、一覧表として作成した。

(23) カナダ安全保障情報局（Canadian Security Intelligence Service）は、英国秘密情報部（Secret Intelligence Service. MI6とも呼ぶ）など各国の情報（インテリジェンス）機関に相当する組織である。